

災害救援復興資金規程

2009年12月19日定例理事会承認
改定 2012年10月13日定例理事会承認
改定 2015年10月3日定例理事会承認
改定 2016年9月10日定例理事会承認
改定 2021年3月20日定例理事会承認

第1条（目的）

災害救援復興資金（以下「この資金」という。）は、公益社団法人日本キリスト教海外医療協力会（以下「この法人」という。）が、自然災害等で被災した人々が生活を建て直し、健康的な生活を取り戻すために必要な救援・復興活動を行っている団体に、資金及び人的な協力を行うために保有することを目的とする。

第2条（積立て）

この資金には、この法人の寄付金取扱規程に基づき、災害救援復興の指定があった寄付金を積み立てる。残高が500万円を下回った際は、理事会で積み増しの金額及び財源を協議する。

第3条（資金の管理及び取崩し）

- (1) この資金は、他の資金と明確に区分して管理する。
- (2) この資金は、公益目的保有財産と取り崩し用財産とに分けて管理する。
- (3) 公益目的保有財産としたこの資金は、果実を継続的に災害救援復興支援活動に充て、原則として元本は取り崩さない。
- (4) 前項にかかわらず、災害救援復興支援活動を継続していくためにやむを得ず元本の取崩しを行う場合は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。
- (5) 取り崩し用財産としたこの資金は、この法人の災害救援復興支援規程に基づき、災害救援復興支援活動に充てるため、その一部または全部を取り崩すことができる。
- (6) 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。

第4条（資金の運用）

この資金の運用は、特定資産運用規程による。

第5条（果実の処理）

この資金から生じた果実は、災害救援復興支援活動に使用する。

第6条（改定）

この規程の改定は、理事会の決議を必要とする。

付則：この規程は、公益社団法人設立の登記の日（2011年4月1日）から施行する。